

令和5年第6回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第6号)

招 集 年 月 日	令和5年6月28日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和5年6月28日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和5年6月28日 10時15分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	○
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	6番	富永 富幸	
	7番	沖 貴雄	

議長	<p>総会を開会させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は10名です。</p> <p>出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。</p> <p>これより令和5年第6回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:30)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。</p> <p>この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。</p> <p>よって議事録署名者に6番委員と7番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第34号から議案第43号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第34号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は2,658㎡です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字下殿河内字泓、地番が225番1、字水芻774番1、字西江河内3251番、地目が田、面積が合計で2,164㎡です。申請理由は譲渡人は遠方に居住しているため譲り渡す。譲受人は田舎に住んで農業を目指したいので住宅等とともに譲り受けるとなっております。以上です。</p>
議長	<p>それでは8番委員から説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>議案書の1ページをご覧ください。図面は2ページから5ページです。</p> <p>場所は安芸太田病院から西へ300メートルです。これは譲受人・譲渡人双方とも[REDACTED]司法書士さんをお願いされているので、6月14日、[REDACTED]司法書士さんのところに話を伺いました。現地は3箇所あるのですが、場所がそれぞれ離れているのでどんなのかなと思って司法書士さんに伺いました。現地3箇所を見たところ、下殿河内225番1というところがあるのですが、225番2、226番2が母屋になっていきますので、その隣に225番1のところの若干の建屋があったので、[REDACTED]さんに確認したところ農業用倉庫として利用しているので、</p>

議長	<p>■さんに売却された場合、合わせて申請地も譲渡すると約束されました。今年の4月1日に下限面積要件が廃止されたのを受け、今回申請されたものです。■さんは平成23年から申請地の草刈り等もされており、今後は花木を植えたり一部で野菜を栽培される予定とされています。周辺の農地利用に影響ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しませんので、許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第35号について、審議に入ります。議案第35号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第35号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第35号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第36号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■、お名前が■さん、耕作面積が5,072㎡です。譲受人の住所は■、お名前が■さん、耕作面積が3,094㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字猿楽、地番が1057番2、地目が畑、面積が215㎡です。申請理由は譲渡人は相続による財産整理のため譲り渡す。譲受人は規模拡大のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて4番委員より説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>議案書9ページから11ページの議案第36号をご覧ください。</p> <p>6月15日、申請者■さん立会代理人の行政書士■さんと現地調査を行いました。譲受人■さんが、譲渡人■さん相続手続中の畑を売買により譲り受け、将来農業用倉庫を計画されているものです。所有する農地3,094㎡全部耕作されています。農機具も所有し、農業作業に常時従事されています。また、周辺の農地利用に影響ありません。</p> <p>以上、第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第36号について、審議に入ります。議案第36号について質</p>

議長	<p>疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 36 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 36 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 37 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積が 2,089 m²です。譲受人の住所は[REDACTED]、お名前が[REDACTED]さん、耕作面積が 2,187 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字中筒賀字迫田、地番が 665 番 1、666 番 1、地目が田、面積が合計で 1,374 m²です。申請理由は譲渡人は相続による財産整理のため譲り渡す。譲受人は規模拡大のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 9 番委員より説明をお願いします。</p>
9 番委員	<p>議案書の 12 ページをご覧ください。地図は 13 ページ 14 ページです。 当該申請地は中国自動車道戸河内インターから安芸太田町役場筒賀支所方面へ約 500 メートル、山崎山之廻公民館の隣に位置しています。6 月 18 日に現地調査を行い、19 日に代理人である行政書士[REDACTED]さんに電話で確認しました。譲渡人の[REDACTED]さんは 3 月に父から相続をされましたが、体調を崩しており後継者もないことから、財産管理として数年前から申請地で耕作されている譲受人の[REDACTED]さんに譲り渡すことにされました。[REDACTED]さんは規模拡大のため申請地を譲り受け、引き続き水稻耕作、また草刈り等を行われます。[REDACTED]さんは農機具を所有され、農作業に常時従事されております。周辺農地利用に営業ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しませんので、許可相当と判断しました。審議の程よろしくをお願いします</p>
議長	<p>それでは、議案第 36 号について、審議に入ります。議案第 36 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 36 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 36 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 37 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積が 489 m²です。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積が 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字穴字津都見、地番が 280 番 1、地目が畑、面積が 489 m²です。申請理由は平成 17 年 3 月 7 日に売買し仮登記となっていたが、下限面積要件撤廃により農地法 3 条許可見込みとなり、この度許可を受け本登記をする。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて 7 番委員より説明をお願いします。</p>
7 番委員	<p>議案第 38 号について説明をさせていただきます。議案ページは 15 ページ、図面は 16、17 ページになります。</p> <p>6 月 26 日に現地調査をし、その日に [REDACTED] さんの代理人である [REDACTED] 行政書士さんの方に電話での聞き取り調査を行いました。先ほど事務局からもありましたように、平成 17 年 3 月 17 日に売買を行っており、その後仮登記となっていました。このたび下限面積の撤廃によりそれを本登記にするということでした。現地は野菜をきれいに耕作されており、機械等もあつて管理されているということなので特段問題もないと思います。また、農地法第 3 条各号に該当いたしませんので、許可相当と判断しました。</p> <p>審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 38 号について、審議に入ります。議案第 38 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 38 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 38 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 39 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>

議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 41 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 41 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは議案第 42 号について事務局より議案について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] [REDACTED] さんです。譲受人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字加計字遅越、地番が 418 番、地目が畑、面積が 150 m²です。申請理由は駐車場として使用するため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私の方から説明をさせていただきます。</p>
議長	<p>議案書 27 から 29 ページ、これについては、前回の総会で 5 月に提出された案件です。 調査は 5 月 16 日に行っております。5 月の農業委員会で審議されたのですが、写真も添付させていただいておりますが、現状駐車場として活用されており、申請を再度していただきたいということで、前回の総会でこの番地だけについては除外しての承認になっております。ということで、今回、駐車場としての 5 条申請がだされております。転用を含めたですね。そういうことで、これは前回の申請の再度提出ということで出されておりますので、事業規模から見ても適切な面積であり、周辺の営農にも影響がないことから、許可妥当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 42 号について、審議に入ります。議案第 42 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>(全員質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 42 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数でありますので、議案第 42 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第 43 号について事務局より議案について説明をお願いします。</p> <p>議案第 43 号の説明をさせていただきます。資料 1 をご覧ください。</p> <p>農地利用状況調査の実施について令和 5 年度実施要項を作成しましたので説明をさせていただきます。</p> <p>まずこの調査の目的は①地域の農地利用の確認のため②遊休農地の実態把握のため③違反転用の発生防止及び早期発見のためとなっております。実施時期は 7 月 1 日から 9 月 30 日までです。</p> <p>内容としましては全ての農地を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局の協力のもと実施します。なお、実施に当たっては、次の事項を主体的に行います。(1) 遊休農地及び遊休農地の恐れのある農地の把握 (2) 農地法の許可 (届出) 案件の履行状況の確認 (3) 農地の違反転用の早期発見 (4) 過去の調査において既に荒廃農地と区分されている農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認を行っていただきます。</p> <p>実施体制としましては担当地区の農地利用最適化推進委員及び農業委員により現地確認を行い、調査内容を農地利用状況調査票へ記入してください。記入後事務局にて取りまとめを行います。事務局はその後農地基本台帳に調査内容を記録保存します。農地利用状況調査票については事務局で準備します。現地調査を行う際にはキャップ及びネームを着用いただき農地調査とわかるようにしてください。調査を実施した日は活動記録簿に記入をしてください。調査日も農地基本台帳へ記録します。</p> <p>事後指導としましては再利用と判断した農地については利用意向調査書を 11 月末までに発出して耕作の再開指導、活用の意向確認を行います。過去に農地転用等許可を受けた場所で履行されていない案件については意向確認を行います。利用意向調査書の回答期限は令和 6 年 1 月末にする予定です。</p> <p>2 ページ目に遊休農地対策の流れをまとめた図を参考までに載せております。</p> <p>3 ページには利用状況調査における判断項目を載せております。昨年と変更はありませんが、意識統一のために再度説明をさせていただきます。まず営農ですが、ビニールハウス・露地どちらでも一筆の内一部でも耕作されていれば営農にしてください。一筆の面積が小さくても畔や農地の一部となっている場合は維持としてください。果樹が植えてある場合は多少雑草が伸びていても農地ですので維持としてください。何年か放置されており人力で耕作はできないが、山林とまではなっていない土地については再利用、山林と化している土地について不可能にしてください。さらに、②の非農地の現況についてですが、再利用・不可能と判断した土地については、遊休農地となった原因を調査票に記入いただくようお願いいたします。4 ページに簡単ですがフロー図を作成しました。こちら判断の参考にしていただければと思います。</p> <p>昨年度からの変更点について説明をさせていただきます。5 ページをご覧ください。まず、1 点目に農地筆数についてです。令和 4 年度に発送した非農地通知分、令和 5 年度に発送予定の非農地通知分、既に転用されていることが確認できている土地については農地ではないため調査対象から除外しました。次に 6 ページをご覧ください。2 点目の変更点として調査票に現況地目欄を追加しました。赤枠部分です。今まで課税台帳上現況地目が田畑以外の者については調査</p>
------------	---

議長	<p>対象外としておりましたが、非農地化を進めるために今年から対象とさせていただきます。調査票へは黄色で塗りつぶしており、備考欄に「転用ですか？」「山林と思われます。」等確認いただきたい内容を入力しておりますので判断の参考にしてください。なお、転用されている場所については備考欄等空いているところに「道路」や「倉庫」と記載いただけると助かります。</p> <p>以上です。</p> <p>一旦休憩とします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し会議を再開します。</p> <p>それでは、議案第 43 号について、審議に入ります。議案第 43 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 43 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 43 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を 3 点させていただきます。</p> <p>1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 2 件出ております。資料 2、7 ページをご覧ください。■■■■の■■■■さん、■■■地区の■■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>報告事項 2 点目は農地転用許可後の工事進捗状況について 2 件報告が出ております。1 件目に令和 5 年 2 月の総会にて許可しました井仁地区の農地についてです。11 ページをご覧ください。こちらは許可人である■■■■■さんがお亡くなりになっており、相続人である息子の■■■■■さんから報告が挙がっております。当初予定よりも作業が遅れてはいるが、1 年以内に作業完了予定とのことです。2 件目に令和 2 年 2 月 18 日付で許可しております高下地区の砂利採取地について■■■■■さんから報告書が提出されました。10 月末までに農地への復元予定であり、予定どおりとのことです。</p> <p>報告事項 3 点目は農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集についてです。まだ半分ぐらいは応募用紙を提出いただいているのですが、提出していない方についてはご提出の方をよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>報告は以上です。</p> <p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。</p> <p>次にその他に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員・農地利用最適化推進委員の表彰についてです。資料 4、15 ページをご覧ください。長年にわたり農業委員、農地利用最適化推進委員としてその職務にご尽力され、農業の振興や農業者の地位向上などに大きく寄与されたことについて、安芸太田町では 18 ページに記載されている 5 名が表彰されました。農業会議会員の穂津雄さんへは 29 日の表彰式にて直接表彰をされますが、農業委員会委員についてはこの場で課長から表彰をさせていただきます。佐藤さんは前へお願いいたします。</p> <p>(表彰状授与)</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和 5 年第 6 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10 : 15)</p> <p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>7 番委員</p>